

氏名(本籍)	鈴木智夫(愛知県)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博乙第818号		
学位授与年月日	平成4年11月30日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
審査研究科	歴史・人類学研究科		
学位論文題目	洋務運動の研究		
主査	筑波大学教授	安藤正士	
副査	筑波大学教授	文学博士 野口鐵郎	
副査	筑波大学助教授	文学博士 片岡一忠	
副査	筑波大学教授	岩崎宏之	
副査	筑波大学教授	三石喜吉	

論文の要旨

本論文は、中国の清朝末期の19世紀後半に30有余年にわたって推進された、中国最初の近代化政策である「洋務運動」(西洋の近代的技術、制度、学問を中国に採り入れようとした一連の政策)のなかでも、工業化と対外関係の革新について考察したものであり、序説と五編十八章および二つの付論からなっている。主な内容は、「官督商弁」(官が監督し、民間が経営する)の最初の近代的航運業である「招商局」および器械制紡織業の「織布局」の設立過程の研究、江浙地方の在来産業である蚕糸業における、西洋の器械製糸業の移植をめぐるの在来産業従業者・外国商人・中国官僚の対立と葛藤についての実証的研究、中国でもっとも早く、しかも民間による器械制製糸業を導入した広東の企業にたいする在地の在来行者と地方当局および中央の洋務派官僚の対応の研究、さらに、欧米および日本の進出によって動揺した伝統的な華夷秩序にもとづく中国と周辺諸国との関係を再構築しようとする李鴻章らの対外政策に関する研究、からなっている。

序説では、洋務運動は工業化と対外政策に消極的であり、「西欧の衝撃」に対する所産にすぎないとする、日本の戦後における評価と、17・18世紀以来の中国に起っていた内発的变化とも関連するより積極的な近代化政策であったとする最近における研究成果を再検討し、本論文の目的が洋務運動の実証研究の蓄積と最近発掘された新資料を通じて、新しい洋務運動像を提起することにあると述べる。

第一編では、まず洋務運動の一部門である航運業の近代化政策について、清朝政府の招商局にたいする政策を分析し、その営業範囲を在来業者と競合することなく、外国船の進出した航路にのみ

限定していることを明らかにし、その大型の蒸気船を導入した汽船会社の設立の目的が、外国勢力の排除を企図したものである、とのべる。

第二編では、綿業の近代化政策を検討し、(1) その政策が農村手工業である在来綿業と競合せず、もっぱら輸入外国綿製品とのみ競合する範囲のものであったこと、(2) 上海機器織布局は当初、その原料とする中国綿花に適合する機械を入手できなかったこと、(3) 機械製綿製品の市場と原料確保の制約のため、生産計画の変更を余儀なくされたこと、(4) 上海機器織布局の経営を安定させるため、中国で開設する紡織企業の数や生産額に厳しい制約や規制をもうけたことなどを明らかにしている。

第三編では、中国最大の伝統産業である江浙地方の蚕糸業近代化政策を考察し、(1) 器機製糸業の導入が江浙地方の在来蚕糸業に打撃を与えることと、それが上海の外国商社の主導下におこなわれたことに当初強い警戒心をいだき、清朝政府は当初、外資系の製糸会社に種々の抑制政策をとったこと、(2) しかし、李鴻章は上海の外商経営の製糸会社に対し、妥協的な態度をとり、1882年にはそれらを特例として公認する措置をとったこと、(3) 李鴻章はその後、方針を転換して、江浙地方に民営の器械製糸工業を設立するよう主張し、上海の外商経営の器械製糸会社から器械糸生産の利権を回収させようとするにいたったこと、(4) 洋務派はその一方で、繭の流過程で税金を徴収する制度を導入し、上海における中国資本経営の器械製糸業の成長を妨げる役割を果たした、と論ずる。

第四編では、中国の蚕糸業地帯の中で、最も早くから器械製糸業を発展させた広東省の珠江デルタにおける蚕糸業の近代化に、洋務派がいかに関与し、いかなる役割を果たしたかを検討し、(1) 広東省での器械製糸の移植は、洋務運動が展開される以前の19世紀の70年代初頭に土着資本によって下から行われたこと、(2) しかも、広東特有の「紳耆」の権威にたよって、地方当局の干渉・介入を排する形で推進されたこと、(3) しかし、1881年に、この器械製糸業は珠江デルタの在来の絹織物手工業者の攻撃を受け、一時、地方当局からその閉鎖を命じられたが、「紳耆」の庇護下に地方当局の規制にもかかわらず、成長をつづけ、1887年には洋務派の両広総督・張之洞を中心とする広東の地方当局をはじめ清朝の中枢によってもその存続・発展を承認させるにいたったことを明らかにしている。

第五編は、洋務派の対外政策の目標とその性格について考察したものであり、(1) 洋務派は不平等条約の問題点について、70年代末には正確な認識をもつに至った。(2) それにもかかわらず、「華夷思想」に基づく中国を中心とする東アジアの国際秩序を維持する立場をくずさず、また、「西歐国際法」の受容を拒否しつづけて、条約改正に取り組もうとしなかった。(3) しかし、80年代初頭以降、解体の危機に瀕した中国と周辺国との関係を再構築しようとしたが、かえって、列強や朝鮮など藩属国との矛盾を激化させて挫折を余儀なくされた、と述べる。

結論として、洋務派は伝統体制の危機を打開するために、多くの改革を試みたが、明白な限界があった。それは儒教的世界に生きる中国の伝統的官僚であることに制約されて、洋務派はその革新・改革をあくまでも伝統体制と調和的にしか行おうとしなかったことである。かれらの航運業への蒸

汽船の導入、紡織業、製糸業の機械化は、中国の伝統的な航運業、農村家内工業・手工業と両立できる範囲内にとどめられた。外交面での革新も中国を天下とみなす「華夷的な国際秩序」の存続を前提とし、それを新たな形で維持・強化させるという方向でのみ推進させるにとどまった。したがって、その政策は矛盾に満ちたものであり、同時期の日本の明治政府による近代化政策とは比較しえぬほど徹底さを欠くものであった。したがって、洋務運動を著しく進取的、積極的な性格のものにとらえることも正しくないし、それを反動的、消極的、売国的な性格のものにとらえることも正しくない、と主張する。

審 査 の 要 旨

本論文は、鈴木氏のこれまでの長年にわたる洋務運動研究を集大成したものである。最近の内外における研究成果と研究状況を十分に検討して、洋務運動研究に新しい分野を開拓し、新しい洋務運動像を提起している。

第1は、従来の研究が洋務運動のなかでも、兵器工業、造船工業など軍需工業を中心に研究がなされてきたのにたいし、本論文では、官督商弁による航運業と綿工業の近代化政策、江浙における蚕糸業の器械制企業の導入、広東の民間の器械制製糸業の移植など、在来産業である民需産業を中心とする分野の研究を行ったことである。

第2は、外国の近代技術の移植、企業活動・製品の範囲、資金、原料をどのように処理したかについて、これをめぐる列強、外国商人や洋務派官僚、買弁などとそれに反対する保守派官僚、在来産業業者・農民の敵対関係、「官」と「民」の対立、さらに洋務派内部の対立などをふくめて、その政策の展開過程を具体的・実証的に研究したことである。

第3は、李鴻章、鄭観応、何如璋、曾国藩らの文集、中国各地の地方志、中国の経済事情に関する日本の調査報告、『申報』、『循環日報』等当時の新聞を照合し、実に丹念に、且つ的確に利用して研究を行ったことである。

第4は、これによって、洋務運動の経済政策にかんするこれまでの軍需工業に偏重した、かつ、概説的な研究の段階をこえて、民需工業、民間工業も含めた、洋務運動像を描きだしていることである。

第5は、このような実証研究によって、洋務運動のもつ近代化政策としての積極面と同時に、その限界面をも指摘している鈴木氏の洋務運動研究は、はからずも、外国企業の設立が特定の地域にのみ許可される制度、製品に対する厳しい販売規制など、現代中国の近代化政策を理解するための、数多くの、有益な示唆を与えていることである。

その一方では、今後の問題とすべき点もある。第1は、本論文が依拠している『申報』、『循環日報』などの資料の性格について言及した上で、利用されるべきであるように思われる。第2は、本論文では、軍需工業、造船業などが言及されていないが、本論文が対象としている航運業、綿業、蚕糸業と関連させて、洋務運動を全体として評価する必要があるであろう。第3は、清朝の官僚機

構のなかでの洋務派と他の官僚の位置付けについての説明があってもよいように思われる。

しかし、以上のような課題があるにしても、本論文がこれまで未開拓な、この時期の民需工業、民間工業の近代化に関する実証的研究を行い、新しい洋務運動像を提起したことは高く評価されるものと言える。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。